

昇り、淳和獎學兩院別當源氏長者の名義を久我家から譲り受け、凡て公家風の儀式に倣つて、得々然とした。此の頃、公家は政治的には幕府の奴隸となり、何等社會的活動をせず、其の所領は武人に侵略せられ、祖先以來の文化上の地位をも保ち得ない様に至つたが、彼等に代つて文學美術工藝を保護した者は武家貴族であつた。けれども武家貴族は必ずしも事毎に公家の文化を眞似たのではない、鎌倉時代に養はれた民間文化と支那から輸入した禪宗文化とを取り入れて新文化を造り上げた。元來武士は文化の素養が十分でなく、生活は粗野であつて物質的豪華を競ひ、官能的快樂を追求するに過ぎなかつたから、所謂成り上り者の豪華俗惡の風尙たるを免れず、諸種雜多の文化要素を雜然として取り入れた。武士文化の代表的なのは能狂言である。前代から行はれた猿樂・田樂・白拍子の歌舞と音曲とを組み合せ、内容から云へば佛教的情調と花鳥風月の趣味とを辨へ、文章と古歌とをつぎ合せた者である。服装も華やかに艶なものを尙んだ。つまり平民演藝の外形に貴族文學の因襲的思想を組み合せた猿樂能は、文化の素養のない粗野な武士の嗜好に投じたのである。

義満の北山に建てた別荘は寢殿造に擬したけれども、實は更に禪宗風の建築を混和した者であつて、この時代の思想を代表すべき建築である。森嚴なのでもなく、典雅なのでもなく、

成り上り者

能狂言

金閣の價值

世に金閣と云はれた三層閣は重苦しく黄金を鏤めたのに過ぎない、一貫した趣味がなく雜然として高價の者を集め、徹頭徹尾、富と權力とを表象し、所謂成り上り者の氣分を露はしてゐる。

斯様な有様で、凡ての要素が離れ々となつて融合せず、前代からの貴族文化と低級の民間演藝と新來の支那趣味とは夫れ々他を同化する力なくて雜然たるに過ぎないけれども、武士生活はこの間に向上したのである。又他方に於ては、民間演藝が宮中に演ぜられ、連歌等も公家間に行はれて公家と武士・平民との畛域が次第に除去せられたのである。かくて貴族勢力の衰頽と中等社會の向上とによつて文化は次第に民間に弘まり、もはや或る階級の獨占することを許さない様になつたことはこの時代の特徴である。

鎌倉時代は已に平安時代の如くに室内的活動でなく、遠く諸處を遊覽旅行したが、この時代に至つて活動の舞臺が益々廣まつたのみではなく、京都に勢力を振うた者は地方に領土を有する武士であるからして、京都と其の根據地である地方との往復が頻繁となつたので、都會の文化は遍く地方に普及するに至つた。

東山時代

義政は應仁の大亂中に拘らず、驕奢を恣にし遊樂に耽り、花の御所が兵火に罹れる

文化は民間に弘通

地方文化の發達

義政の無暴

際にも、自若として酒宴を張つて居たといふ。又東山に別荘を設け東求堂を立て北山の金閣に擬へて銀閣を起したが、銀箔を塗るに至らずして已んだ。同二齋と名づけた書院は今の四疊半茶室の濫觴である。義政が東山に閑居して風流を事としたから、諸道の名人が續出して美術工藝が盛に起り、後世この時代を東山時代と稱し、美術史上に一時期を劃してゐる。

繪畫

美術

繪畫は宋元の畫風を學び、禪宗の影響と相須つて墨繪若しくは淡彩の流行を致した。後小松天皇の御代に、東福寺の僧に明兆ミンテウといふ者あり、宅摩派の風に倣ひ、宋の李龍眠、元の顔暉を參して一派をなした。如拙も宋代の風を學び、其の門人周文は更に宋元の諸名家に學ぶ所あつて出藍の譽があつた。僧雪舟は應仁の頃、明に遊び、在留五年で歸り、最も山水畫に長じ、古今獨歩と稱せられる。雲谷派を起し、其の徒、雪村・秋月も亦名高い。土佐光信は土佐繪を起し、狩野元信(古法)は土佐繪と宋元の墨繪とを折衷して狩野派を創めた。義政の同朋(御茶坊)能阿彌は子藝阿彌・孫相阿彌と共に畫を能くし、又點茶に長じ、庭園の意匠に巧であつた。詩繪の名手に幸阿彌があり、下繪は多く土佐光信の手に成り、形狀等は能阿彌等の意匠に出で精妙を極めたものである。

書院造

邸宅建築は室町時代でも、やはり寢殿造を襲用したけれども、多少武家造の體裁を混和したやうである。應仁の亂後には書院造といふ一種の新形式が起つた。寢殿造が渡廊下を以て幾つもの建

雲谷派
狩野派

金工

磁器

物を連結したのと違ひ、一つの建物を仕切つて玄關・居間・書院・客間等に分ち、襖又は障子を立て、室内には疊を敷きつめたのである。大體この形式を襲用したのが今日の一般住宅である。

甲冑工には明珍宗安・信家があり、金工には後藤祐乗が出た。後柏原天皇の御代に禪瑞五郎大シヨウズキがあり、明に渡つて磁器の製法を傳へ、窯を肥前の伊萬里に開いた。

佛教・漢文學

文學は一般に衰へたけれども、五山の禪僧は支那に來往して其の詩文を修め、大

に我が文學の光明を寺院に放つたことは、歐洲中古に於ける基督教會の様である。佛教は主として臨濟宗であり、禪僧の最も有名なのは夢窓國師であつて、七朝の尊崇を受けたから、七朝國師の稱がある。彼は尊氏の信仰を受け、諸國に安國利生塔を營み、天龍寺の開山となつた。また南北兩朝や尊氏兄弟の間を斡旋するなど政治界にも活躍した。妙葩(疎石の)は政治的才能があり、義滿の世に僧録司に任せられ、禪院を統轄した。我が國の文學で殆ど純支那的詩文家を出したのには實に五山文學の隆盛期である。天寧の琦公は五山詩文集を見、特に義堂の詩を評して「疑是大唐人作也」と言つた。その他凡てが中華人の日本に住せる者の作としか見えぬとまで嘆賞されたといふ。臥雲周鳳は善隣國寶記・臥雲日伴録の著者であり、一休和尚は狂雲集を著した。五山文學は前後の二期に分たれる。應永以前を第一期、以後を第二期とする。第一期は詩文時代であつて第

夢窓國師と
妙葩

五山文學

蓮如上人

二期は註疏時代である。江戸時代に起つた朱子の學風はこの註疏時代に萌したのである。淨土宗では蓮如上人（兼壽）が出て、到る處に道場を開き、平易な御文章を作つて門徒を誨へ、女人成佛を説き、三河・遠江・河内・紀伊・大和・和泉・山城・越前等に弘まり、明應五年には大阪に本願寺別院を設けた。又上人は土地の豪族と結んで己の勢力を扶殖したが、後に一向宗一揆の續發したのは其の弊のあらはれた者である。日蓮宗には日朝上人が出て日蓮上人の再來と稱せられ、身延山を興隆した。

和歌

室町時代の新文學 和歌は漸く衰へて、公卿に三條西實隆、武人には東常縁・太田道灌あるのみである。一條兼良は博覽強記で歌文にも長じ、樵談治要を著して將軍義尚の諮問に答へた。和歌に代つて大に流行したのは連歌である。其の起源は上古にあるけれども後鳥羽天皇の頃から和歌の餘興としてもはやされ、首尾相ついで二十句以上一千句に及んだものもある。蓋し連歌は深く精力を費す者ではなく、干戈匆忙の際に少時の閑を樂むに適してゐるからして、當時の武人に適應した文學であつた。應仁の頃に、宗祇が出るに及んで隆盛の絶頂に達した。宗祇は四方を流浪して詩才を養ひ、嘗て勅を奉じて新撰筑波集を撰び、海内、彼を仰いで宗とした。かくて京都貴族の獨占した文學は、武人の間に弘まり、連歌の行はれるに及んで一層普及し、

宗祇

連歌

發句

江戸時代に盛であつた平民文學の曙光はこの時にあらはれた。ついで連歌の初の句のみを詠ずる風が起つて、茲に俳諧の一體を胚胎した。發句と云ふのは連歌の初句を發句といふところから名づけたものである。

御伽草紙

この時代の小説に御伽草紙がある。平安時代の源氏物語の如くに著者の思想から案出せられた者ではなくて、民間の口碑を材料としたから、これによつて一般民衆の文化を知ることが出来る。かくて平安時代の貴族文學は廢れて江戸時代の平民文學の曙光が漸く閃きかけたのである。

謠曲

室町時代文學の特徴と見るべきものは謠曲である。其の結構は元の戯曲に出で、多く佛教の思想を含み、詩句は好んで古文辭を補綴してゐる。蓋し禪僧が支那に渡航して宋元の文化を傳へ、是等僧侶の手によつて作曲せられたものであらう。

狂言

能樂の餘興として狂言を其の間に挟んだ。間の狂言といふ詞はこれから出たのである。謠曲の悲劇なるに反して喜劇的であり、滑稽又は諷刺をなし、人をして腹を抱へ暈を解かしめるものである。狂言の特色とする所は其の材料が平民的であつて而も寫實的なことである。

この時代の作品には絶體的價值を有する者は少く、模擬剽竊多くして千篇一律である。謠曲も狂言も御伽草紙も其の代表として二三をあげると、他は皆同工異曲のものである。

第四章 應仁の亂

應仁亂の史的價値

應仁の亂は國家の秩序を攪亂し、社會組織は根柢から覆へされ、舊時代の文化は殆ど破壊せられて、新社會新文化の築き上げられる迄には幾多の年月を要することを必要としたのである。

東山時代は即ち應仁大亂の端緒をなし、一方破壊的であつたと同時に、他方には建設的の分子が発生したのである。東山時代の文藝と趣味とは即ち是である。

義政の秕政 初め將軍義勝が卒して其の弟義政は、八歳の幼年で職をつぐと、久しく雌伏してゐた南朝の遺臣は機に乗じて京都を侵し、日野有光は之に乗じ神璽を奪つて叡山に據つた。管領畠山持國は叡山の衆徒と共に南軍を攻めて之を走らしたけれども、神璽は之を奪ひ返すことが出来ず、南軍はやがて吉野に下り北山に據つた。畠山氏の兵は更に攻めて之を潰やし、神璽は後、赤松氏の遺臣に奪ひ返された。よつて赤松氏は其の功によつて赤松家を再興することが出来た。義政の初政は父祖の餘威によつて其の勢力を保つことを得たけれども、年長ずるに及んで、放縱

南朝遺臣

の行が多く、秕政が漸く起り、遂に應仁の大亂を醸した。

義政秕政の第一は徳政令の濫發(十三回に及んだ)である。幕府の發布した徳政條目によると、借錢は十分の一を返せば債務を免れることが出来るし、年期を限つて沽却した者及び質券の土地は本主に返すこととし、唯神物のみは改動せないことと規定した。又他方に於ては盛に棟別錢又は段錢を課したから、人民は益々疲弊し、口を徳政に藉つて一揆を起し暴動を企てる者が少くなかつた。よつて農民の安んじて耕作に従ふ者は次第に減少し、水旱等の災害があれば、穀物實らず、田園は荒蕪して、餓死する者が甚だ多かつた。加ふるに寛正二年(二二二年)には疫病が流行し人民の塗炭に苦む状は、酸鼻を極めた。けれども、義政の驕奢は止むことがなく、嬖寵が多く女謁が行はれ、或は土木を起し或は盛宴を開いて人民の疾苦を顧みず、幕府の費用は多端であつて課税は益々酷だしく、京都に七ヶ所の關門を設けて通行税を徴するに至り、秕政は百出した。よつて後花園上皇の如きは次の如き御製を賜はつて義政を戒め給うたので、流星の彼も大に恐縮し、ために修築中の室町第の工役を停めた。けれども華奢豪遊の風は尙止まなかつたのである。

殘民爭採首陽薇、處處閉爐鎖、竹扉詩興吟酸、春二月、滿城紅綠爲誰肥。

大亂の動機 應仁の大亂は斯様な秕政に胚胎したけれども、其の原因は權力の下向と諸家の相

徳政令

後花園天皇義政を戒めらる

相續問題

續問題とであり、直接の動機をなしたものは將軍相續問題である。即ち將軍並びに管領斯波・畠山兩家の相續問題が交錯して遂に大亂を醸したのである。斯波家の養子義敏は細川勝元に頼り、義廉は山名持豊（宗全）によつて互に對抗し、畠山持國の養子政長は勝元に頼り、嫡子義就は持豊を援として相反目し、將軍の威令が行はれないのに際して各々強臣を援引するに至つた。この時に方り、將軍義政は嗣子がない爲に義尋を還俗せしめ義視と改名して繼嗣と定め、勝元を後見としたが、間もなく夫人日野富子が義尙を生むに及んで、僧となすに忍びず、持豊を後援とし、義視を廢して之に代らしめようとした。

かくて勝元は政長・義敏を己の黨として義視を擁し、持豊は義就・義廉を黨として義尙を奉じ、兩々相對立して機運の熟するのを待つた。

東西陣の形勢 應仁元年（二二二七年）正月戦端はまづ政長・義就二人の間に開けたが、義政は天下の大亂とならんことを恐れ、二人の手兵のみによつて勝敗を決すべきことを命じ、戦局を制限せんとした。然るに持豊は密に兵を出して義就を助け、政長を御靈林（すいりやま）に破つて凱旋し、横暴を極めて世に憚る所がなかつたので、勝元は之を怒り、其の黨と共に領國の兵を集め、宗全も亦之に應じて兵を募り、兩軍は續々京都に上つた。勝元の軍は二十四國に跨り、總數十三萬人、東陣

兩軍の對陣

と稱し、宗全の軍は二十七國に跨り總勢十一萬人で、西陣と稱した。其の内譯は左の如くである。

細川方

領國
攝津丹波土佐讃岐其の他諸國の兵
六萬人

細川讚岐守成之
備中守勝久
淡路守成春
和泉守護政有
下野守教春

計 十六萬一千五百餘人

山名方

領國
但馬播磨備後等の兵三萬餘人
伯耆備前の兵五千餘人
因幡の兵三千餘人
美作石見の兵三千餘人

同 右馬頭入道持賢
斯波右兵衛佐義敏
畠山左衛門佐政長
京極大膳大夫持清
赤松次郎政則
富樫介政親
武田大膳大夫國信
其の他將軍家の兵

讚岐の兵二千餘人
越中の兵五百餘人
紀伊河内の兵五千餘人
近江出雲飛騨の兵一萬餘人
播磨備前美作の兵五百餘人
加賀の兵五百餘人
安藝若狹の兵三千餘人
六萬餘人

土岐左京大夫成頼

美濃の兵八千餘人

河野四郎政通

伊豫の兵二千餘人

六角四郎高頼

近江の兵五千餘人

其の他諸國の兵

一萬人

大内新介政弘

周防長門豊前筑前安藝石見の兵二萬餘人

計 十一萬六千餘人

勝元は幕府に入つて將軍を擁し、山名氏追討の御教書を請ひ、且政長をして天皇 上皇を幕府に迎へ奉らしめて名分を正した。けれども義政は繼嗣問題によつて竊に志を西軍に寄せ、義政の夫人日野富子を初とし、義政の近臣中にも勝元と快くない者があつたから、勝元は兵を以て室町邸を圍んで義政を威壓した。其の後、義視の叡山に逃れるのを見て、宗全は之を西軍に擁したから、將軍兄弟の争の如くになつた。

大亂の影響

亂の終局

この大亂は京都の市街戦を以て始まり、内裏を始とし、寺院邸宅は多く灰燼に歸し、京都の大半は焦土となつたが、後には其の争亂は地方に波及し、日本全國の騷亂となり、根本的社會改造の端緒となつた。文明五年(二一三三年)宗全と勝元が相ついで卒し、東軍では細川政國、西軍では畠山義就・大内政弘が主將たるの姿であつたが、諸國の擾亂はますます甚だしくなり、將士は京都に留まることが出来なくなり、西軍の大内政弘も文明九年、本國に歸り、兩軍は相つ

いで兵を解いて國に就き、前後十一年で京都の大亂は終を告げ、これより變じて地方の戦亂となつた。

第五章 戦国時代

儀式の停廢

朝廷の衰微 應仁の亂後、諸大名は領國に在つて自彊の策を講じ、兵を隣境に交へて領土を劫掠し、舊家で俄に亡ぶものがあり、浪人で新に家國を起すものがあり、朝廷供御の諸邑も武人の爲に掠奪せられたから、朝廷では經費が不足し、祭祀節會等の諸儀を行ふ毎に幕府の獻金を以て舉行し給うたが、幕府は窮乏して御用度を辨ずる資力がない様になつては諸儀を舉行することが出來ずして概ね停廢した。けれども、この頃、將軍の權威が衰へた爲に、反つて皇室が直接に地方の豪族に接近せられることになつたから、群雄の間にもおのづから尊王心が湧き出るやうになつた。かくて後土御門天皇の崩御の際は、大葬の費用に乏しく、靈柩を黒戸に安置すること四十餘日の後、始めて送葬し奉つたのである。後柏原天皇は踐祚後二十二年、即ち大永元年（二一八一年）に前内大臣三條西實隆が本願寺の僧光兼（實如上人）に説いて錢一萬貫を獻ぜしめ、始めて即位の禮をあげ給うた。次の後奈良天皇は踐祚後十年を経て三條西實隆の盡力により、大内義隆から十二萬匹の獻金を得て、天文五年（二一九六年）に即位の禮をあげられた。この時代は朝廷の御衰

大葬・即位
禮の遅延

朝廷の衰微

後奈良天皇
の仁愛

微が甚だしく、紫宸殿の御築地が破れて三條大橋から内侍所の御燈明が見え、右近の橋の下に煎茶を賣る店があり、天皇は潤筆料を得て日常の費に充て給うたといふ。されば公卿の貧窮は甚だしく縁を求めて諸國に流浪する者が多く、又京中を關白料とて袋を以て米を貰ひ歩いたといふ。殊に後奈良天皇の御代には疫病流行して國民が苦惱したので、天皇は紺紙金泥の般若心經を書寫して供養し給ひ、その奥書には「朕爲民之父母徳不能覆、甚自痛焉」と記された。次ぎの正親町天皇も前代の如く即位の資を得ることが出來なかつたが、三年の後、永祿三年（二二二〇年）毛利元就の獻金によつて即位の禮をあげ給はれた。又この御代に慶光院の尼僧清順は資を諸國に募つて伊勢の外宮を造營し奉つた。以て朝廷衰微の狀を察することが出来る。

戸位の將軍 此の頃、幕府の權威は全く地に墜ち、將軍の威令は殆ど行はれなかつた。將軍義尙が薨じて後は、義政は再び政を執つたが、義政が薨ずるに及んで、諸將は相議して義視の子義種を立て、將軍とした。然るに義視は山名宗全の奉じた所であつたからして、細川政元は之を喜ばず、堀越公方政知の遺子義澄が天龍寺カッヅキの喝食となつて居たのを迎へて將軍とした。これから幕府の政は大小となく政元によつて決した。

義種は一たび北陸の兵を率ゐて政元と戦つたけれども、却つて大敗し、僅に身を以て免れ、周

義種

義澄

防の山口に走つて大内義興に頼つた。義興は、永正四年（二一六七年）義植を奉じて東上し、翌年京都に入り、義植を將軍とし、義澄は朝廷より官爵を削られた。義興は擁立の功を恃み、管領代と稱して勢を振ひ、將軍は尸位を保てるのみである。

義興は己の錢貨を以て幕府の費用を供したから、支出の多いのに苦しみ、十一年の後に、職を辭して歸國し、義植は間もなく細川高國と不和となり、大永元年京都を逃れて淡路に走つた。高國は乃ち義澄の子義晴を播磨から迎へて將軍とし、自ら管領と稱して權を專にした。

天文十五年、義晴は其の子義輝に加冠せんとしたが、京畿は騷擾して禮を行ふことが出来ない爲に、携へて坂本に至り、日吉社の祠官の宅で式をあげ、將軍職につかした。時に年十一である。既にして細川晴元の家臣の三好長慶は、陪臣を以て國政を執つたが、後、政を松永久秀に委ぬるに及んで、久秀は三好三人衆（三好の一族政康、長及び岩成左通）と共に政を執り、永祿八年遂に將軍義輝を弑した。永祿十一年二月に、義榮が將軍に任ぜられたが、信長の上京するのを聞くと、京都を逃れ、ついで四國で薨じた、かくの如く義植以來の將軍は家臣の爲に廢立せられ、而も京都に安居することさへ出來ずに、屢々諸國にさまよつた。社會上に於ける最高の地位も今は實力がなければ何等、價値のないものとなつたことが判るのである。

義晴

義輝

義榮

時代の特相

地方の形勢 「一」 關東及び北國 この時代は因習主義が全く破れて革新的性質を帯び、個性主義を發揮して社會生活は活動的・進歩的・積極的となつた。この革新的氣運が全國に漲るに及んで、激烈な競争は到る處に行はれ、國を擧げて戦争の渦中に投じた。

後北條氏 實力本位の新思想を代表すべき者は群雄の魁たる北條早雲である。北條早雲はもと伊勢長氏（新九郎）と稱した。其の先は平氏で、初め駿河の今川義忠に寄食し、義忠が死んで後は、幼子氏親を援けて内亂を鎮定し、長氏の名が始めて著はれた。

時に扇ヶ谷上杉家の定正は古河公方成氏を擁し、山内上杉家の顯定は堀越公方政知を奉じ、兩家相争うたが、早雲は定正の後援により、堀越公方家の内訌に乗じて之を亡し、伊豆を領して韭山に居城し、北條氏と稱した。思ふに源平更迭の思想は長く我が國人を支配した所であるからして源氏の後なる足利氏の衰勢に乗じて自ら之に代らんとする野心から平氏の後裔であるとして北條氏を冒したものであらう。

明應三年、上杉定正死んで其の嗣朝良は凡庸であつたから、早雲は其の頼むに足らざるを知り、自ら相模・武藏を併呑せんとし、まづ小田原城に着眼した。然るに城主大森氏頼は聰明で文武の才があり、早雲も亦憚る所があつたが、氏頼の子藤頼が、不肖にして與し易きを知り、明應

早雲

北條氏を稱す

小田原城による

早雲の計

四年(二一五五年)に藤頼を欺き、獵に托して急に小田原城を取り、茲に武藏に進出する門口を得たけれども、早雲は西の今川氏を保護せなければならぬから自ら葦山を去らず、人をして小田原に居城せしめた。早雲はついで甲斐に入り、武田氏を威壓して和を請はしめ、永正三年、氏親の命を奉じて參河の松平氏を討つた。一は今川氏を助勢するにあつたけれども、一は西南の障壁を固くし、後顧の患を絶つて武相を經營せんことを欲したからである。早雲は山内顯定を除かんとしたのだが、古河公方の政氏は聽かなかつたから、政氏の子高基・義明を味方とし父子相戦ふこと七年に及んだ。(永正三年より同九年まで)政氏は遂に敗亡し、高基は自立して古河公方をつぎ氏綱の女を娶つた。之が北條氏が足利氏と姻親を結んだ始である。これから早雲は關東統一の策を廻らすに便を得た。

山内家衰ふ

早雲は又上杉氏の家臣長尾爲景と連和したが、顯定が聞いて大に怒り、武藏の兵を發して爲景を攻め、永正七年越軍と戦つて死んだので、山内家の勢は頓に衰へた。早雲は又扇ヶ谷朝良を除かんとしたが、朝良が兵を發して早雲を攻め、早雲は一時講和を約したけれども、依然として爲景と呼應し、爲景は北陸に、早雲は關東に覇たらんとした。

早雲の死

早雲は一たびは朝良に破られたけれども、江戸侵略の計畫を廢せず、まづ三浦氏を亡し三浦崎に城を築いて安房の里見氏に備へた。早雲は兩上杉氏を亡して關東地方を平定せんとしたが、志

氏綱の活躍

未だ成らざるに、永正十六年に八十八歳で葦山で病没した。早雲の如きは時代精神の代表者であつて實力本位最初の成功者と云ふべきである。

氏綱は父の志をついで、大永四年自ら江戸城を攻めて之を陥れ、尙、爲景と策應し、翌年進んで岩槻城を陥れ、常陸の佐竹氏と接觸した。天文六年、氏綱は川越城を攻めて之を取り(川越城の夜戦は是である)西の方今川氏と絶つて兵端を開いた。翌年氏綱は里見義堯を國府臺に攻めて之を破り、小弓公方義明を亡した。天文十年に氏綱卒し子の氏康がついだ。深沈にして大度あり、此の時、兩上杉の勢力が益々衰へ、相連合して小田原を征伐せんとしたが、屢々變改して決する所がなかつたから、世人は嘲つて小田原評定といつた。天文十五年に兩上杉氏は古河晴氏と連和して川越城を攻めたが却つて氏康の爲に破られ、朝定は戦死し、憲政は上野の平井に逃れたので、八州の諸將は相率ゐて北條氏に降つた。この役は兩上杉氏最後の決戦であつて、其の命脈はこの時、殆ど絶え、天文二十年に憲政は遂に平井城を捨て、長尾景虎に頼つた。茲に至つて北條氏は歴世の宿志を達して關八州を領することが出来た。

小田原評定

氏康關東八州を領す

北條氏の民政

早雲の成功したのは武略にのみよつたのではない、大に心を民政に用ひ、當時多く六公四民若しくは七公三民の税であつたのに、之を四公六民としたから、人民は之を喜び「あはれ五等の國も

吾妻鏡を民

新九郎殿の國にあらずや」と云ひあつたといふ。又北條氏の制度は鎌倉時代の善政に則り職名の如きは多く鎌倉幕府の制に倣つた。北條氏は世々金澤文庫にある吾妻鏡を坐右において政治の模範とし、小田原落城の時まで家寶として手放さなかつたが、後、小田原城陥落の際、氏政は開城に

早雲の二十

先ち之を黒田長政に贈つた。今北條本として流布するのは即ち是である。又世に早雲寺殿二十一箇條と稱するものは北條氏の家訓であつて貞永式目に則り政治の要を述べたものである。要するに北條氏の成功したのは卓越した三要素があつたからである。武力と民政と文教とが是である。

三要素

里見氏 安房・上総には里見氏がゐた。東の方、下総を領して北條氏に抗して水軍を以て優

り、一たび兵を鎌倉に送り、神社佛閣を破壊して歸り、又屢々三浦半島を襲うた。けれども陸軍に於ては北條氏が優勢であつて天文七年國府臺の戦に氏綱の爲に破られ、足利義明は戦死し、これから里見氏は僅に安房上総を保つに過ぎなかつた。

川中島の戦

上杉氏 この頃、越後に爲景の子に景虎と云ふあり、上杉氏を繼ぎ、足利義氏の兄藤氏を古河に奉じて北條氏に對抗した。春日山城に居り、越後・越中・能登を取り、漸く信濃・上野に入らんとした。偶々村上義清が武田信玄に追はれて景虎に頼つたから、景虎は義を以て信濃に出兵し、茲に川中島の戦が起つた。この戦は上杉家の記録に係る川中島五度合戦記には五度の戦があつた

とし、甲陽軍艦には十數回あつたとしてゐる。されど妙法寺記によれば弘治元年（二二一五年）及び永祿四年の二回交戦あつたのみのやうである。勿論この外にも小衝突はあつたであらうが、記録の確證すべきものはない。

謙信の活躍

景虎は更に北條氏を攻めんとして上野に入り、利根川に沿うて進み、遂に小田原城に達したが、勝つことが出来ずに歸つた。下野の小山氏・那須氏、常陸の佐竹氏、武藏の岩槻城の太田三樂等は皆景虎に屬し又里見氏と結んだ。北條氏は之に對して義氏を奉じ、陸奥の蘆名氏・伊達氏・相馬氏と通じて常陸の佐竹氏に當らしめ、越中・加賀の一向宗徒を煽動して越後を攻めしめ、互に外交の秘策を盡した。これより先、景虎は薙髮して不識庵謙信と號し、永祿四年には、上洛して將軍義輝に謁し、偏名を受けて輝虎と改め、關東管領に補せられ、彈正大弼に任ぜられた。

武田氏 武田氏は源義光の後である。世々甲斐の石和城イサワに居つたが、信虎に至り甲斐全州を平定し躑躅ヶ崎城に移つた。信虎の子晴信は、父を逐うて自ら家をつぎ、薙髮して信玄といひ、機山と號した。兵を信濃に出して諏訪を取り、進んで木曾氏及び小笠原氏を攻め、犀川・木曾川の平野を併せ、又佐久平を取つて千曲川の平野を領有し、川中島に入つて村上義清を逐うた。其の後、南の方駿河に入り、今川氏を攻めて其の地を併せ、永祿三年、桶狭間の戦に義元が戦死してから

信玄の活躍

三方ヶ原の戦

は、其の故地を取つて徳川家康と共に之を兩分した。ついで西上の大志を遂げんとし、元龜三年（二二二三年）三方ヶ原の戦に徳川・織田の聯合軍を破り漸く西上しかけたが、天正元年（二二三三年）病に罹つて没した。

伊達氏 奥州にては伊達氏最も優勢であつて植宗・晴宗・輝宗・政宗父子が相つぎ、政宗に至つて最も著はれ、東北に雄視するに至つた。

大内氏

〔二〕 中國地方 中國では初め播磨に赤松氏があり、但馬・因幡・伯耆に山名氏があり、出雲・隱岐に京極氏があり、安藝に武田氏があつたが、赤松氏の臣浦上氏景が起つて赤松氏に代り、浦上氏は亦其の家臣宇喜多氏に亡され、宇喜多直家は毛利氏と近畿との間に介在して勢を張つた。中國地方に於て最も優勢であつた者は大内氏である。大内氏は應永の役後、和泉の地を削られ、周防・長門を保つてゐたが、子持世に至り、筑前・豊前を併せ、其の後益々勢力を振ひ、義興の時には安藝・周防・長門並びに筑前の地を領有し、中國・九州の關門を扼して支那朝鮮との貿易の利を壟斷し、富強は天下に冠絶した。よつて戰國亂離の際にも、公卿の亂を避けて大内氏に寄食する者が頗る多く、京都の文化は一時山口に移つた有様となつた。將軍義植が京都から逃げて來て援を求めたので、義興は義植を奉じて京都に上り、將軍職に復せしめて自ら管領代として權力

尼子氏

義隆と陶晴賢

を振つた。當時京都の疲弊は甚だしく、朝廷・幕府の財政は殆ど義興の一手で辨じ、失費の額は莫大に上つたのみでなく、出雲に起つた尼子經久は因幡・伯耆を略し山陰を風靡し、漸く大内氏の背後を衝かうとしたので、義興は故郷に歸つて經久と兵を交へ、殆ど尼子氏を亡さんとした。

然るに不幸にも義興は病歿し、其の子義隆が家を嗣ぎ、富強を恃んで驕奢を極め、國勢は俄に衰へた。天文二十年に家臣の陶晴賢（全姜と號す）は叛を謀つて兵を擧げ、遂に山口を陥れ、義隆は爲に自殺し、晴賢は義隆の姪義長（大友宗麟の弟）を立て、嗣となし、自ら權を恣にした。時に安藝の吉田城に毛利元就といふものがあり、才略に富み外交術に長じ、頻に附近を併せ遂に大内氏に屬して尼子氏と戦ひ、其の諸城を下し、進んで出雲に入り、富田城を圍んだ。けれども諸將和せず、大内義隆は遂に軍を班したから、尼子氏は再び勢力を回復し、石見・伯耆・因幡の三國を定めた。義隆が弑せられるに及び、元就は義兵を擧げ、弘治元年陶晴賢の軍を嚴島に破り、晴賢は自殺し、毛利氏の勢は大に振ひ、間もなく周防・長門を従へ、大内氏に代つて山陽西半を領するに至つた。ついで元就は子吉川元春を將として石見に入らしめ、銀山を取つて朝廷に奉り、己は代官となつて採掘した。當時、群雄は戦費を要することが莫大であつたから、最も重きを財政においたが、先之に着眼したのは信玄・謙信・元就である。信玄が笛吹川・犀川の上流に、謙信が佐渡に金山を開いたのも

群雄の財政政策

嚴島の戦

毛利氏中國の雄となる

この前後である。元就は永祿五年、大兵を以て富田城を攻め、九年に至つて遂に之を陥れ、尼子義久は出で降り、尼子氏は茲に亡びた。其の後、尼子氏の遺臣山中鹿之助幸盛等は勝久を奉じて兵を擧げ、富田城を攻めたけれども、遂に陥れることが出来ず、諸城は多く毛利氏に屬した。元就は元龜二年病んで卒し、孫輝元が嗣ぎ、吉川元春・小早川隆景等之を輔佐してよく元就の遺志を守り、中國十餘州を領有した。

足利氏の調停も効なし

此の頃、足利將軍は頻に群雄間の争を調停せんと試み、謙信と信玄若しくは氏康との間に立つて調停せんとし、又尼子・毛利兩氏の争を和解せんとしたけれども、何等の効果がなかつた。これは必竟實力の競争時代に於ては、門閥爵位の如き社會的地位は何等の權威を有せないことを證するものである。

〔三二〕九州四國地方 九州には、はじめ肥前に少貳氏、豊後に大友氏、肥後に菊池氏、薩摩・大隅に島津氏があつたが、後には大友・島津の二氏が最も強大を極め、龍造寺氏は少貳氏の部下から起つて勢を振うた。

大友氏

大友氏は義鑑に至つて大に著はれ、四隣を征服して豊後・豊前・筑後・肥後の四國を領した。天文十九年、義鑑が老臣に弑せられるに及び、義鎮が其の後をつぎ、菊池氏を攻めて肥後を取り、秋

月氏を亡して筑前を略し大に勢を張つた。義鎮は入道して宗麟と號した。幼より學を好み基督教が傳來するに及んでは、基督教に歸依し、領内に其の弘布を許して教會並びに學校を府内(大)に建てしめた。

島津氏

島津氏は日向の伊東氏と争ひ、肥後の相良氏を助とした。後に相良氏は伊東氏と結んで島津氏に當つたけれども、屯田兵を百二の都城においてよく之を防いだ。

長曾我部氏

四國では、一條氏は己が微弱であつたので、長曾我部氏・宇都宮氏・西園寺氏を引いてその援とし、河野氏及び毛利氏に當つた。けれども毛利・河野二氏の聯合が成つてから毛利氏の勢力は優勢となつた。其の後、長曾我部元親が勢を得るに及んで、一條氏は長曾我部氏に併せられ、宇都宮氏は河野氏と共に毛利氏に従ひ、西園寺氏は獨り存したけれども微弱で振はなかつた。

第六章 日明の交通

明和親を求む

懷良親王の強硬外交 明と我が國との交通は我が國よりも寧ろ明の方が之を希望した。其の動機は海賊の跋扈を懼れ、之が抑壓を幕府に請ふに在つたのである。後龜山天皇の正平二十三年に明が支那を統一すると、まづ使を遣はして倭寇を禁遏せんことを請うたが、征西將軍懷良親王は書辭が不遜なる故を以て之を斥けた。後二年を経て建徳元年(二〇三〇年)に明は萊州府同知趙秩を使として國書を齎らして來らしめた。懷良親王は其の無禮を怒り之を刃せんとしたが、後、意解けて厚遇し、僧祖來を使者として送らしめた。文中二年(二〇三三年)に明、復、僧祖闡等を遣はし邊民の寇を禁じ通商を開かんことを乞うた。歸途、懷良親王にも謁し、大統曆及び進物を贈つたが、これを拘へて翌年歸國せしめた。其の後、明の使者が屢、來り、後龜山天皇の弘和元年(二〇四一年)日本の使が明に至つたところ、明主は義滿及び懷良親王に向つて我が無禮を責め、我が國を征伐せんとするの意を示した。されど親王は敢て明帝を畏れず、飽くまで強硬の態度を執り毅然として獨立國たる體面と自信とを表示せられたのは外交史上特筆すべきことである。

懷良親王の返書

日本を不征國中に加ふ

元中四年明の胡惟庸は援を日本に借りて叛逆を企てたとの罪によつて三萬餘人と共に誅せられた。懷良親王の薨去後四年である。是から明の太祖は益々日本を憎み意を決して交を絶ち、後、祖訓を著はし十五の不征國中に日本を加へたといふ。不征國とは通交を絶つ國の意で、日本に對して國を鎖したのである。明の太祖は我が應永五年に死んだ。

明との國交開く

足利義滿の國辱外交 これより先、明の太祖は書を贈つて倭寇の鎮壓を請ふと、義滿は之を諾し、明との國交が始まり、この年義滿は鎮西の守護に命じて海賊を嚴罰せしめた。かく義滿は貿易の利を得んが爲に倭寇を鎮壓し、應永四年に使を明に出したのを第一回とし、應永八年には僧祖阿及び商人肥富等を遣して國交を修めしめ、翌九年には明の使僧一庵等は我が使者一行と共に國書を齎らして來た。其の文に爾日本國王源道義の語があつたが、答書にも其のまゝ、日本國王源道義と書し、彼の年號を用ひた。自ら天朝にまぎらはしき日本國王の號を署し、臣を外國に稱し、彼の正朔を奉じたこと云ふことは、まことに名分の道理を誤り、我が國體の尊嚴を傷けた者であつて、思はざるも甚だしきものである。けれども義滿は實は外交の假面を被つて明と貿易をしたので、遣明使は滞在中、商賣をなしたのである。明はこれから一聘二百人を限つて貿易することを許し、應永十二年、明の使が來り倭寇の鎮まつたのを謝し、十五年に義滿が薨すると、

明の正朔を受く

恭獻王

弔問使を遣し恭獻王の諡號を贈つた。十八年にも明また使を遣したが、義持は之を兵庫から追ひ返し、國書を送り、一代の間は明との國交を絶つた。

義教以後の對明交易

義教の時、明の使者が來り、海賊を鎮壓せんことを請うたが、義教は使を明に遣して國交を復し、國書に日本國王臣源某と記し、明の正朔を奉ずることは義滿の例の如く足利氏の世を終るまで渝らなかつた。

勘合船

對明貿易 義滿の時、海賊船と勘合船とを區別せんが爲に、明から勘合符カウフを求めた。日字號勘合符一百枚、底簿二冊、本字號勘合符一百枚、底簿二冊あつた。この内、日字號の符百枚と日・本兩號の底簿各一冊とは明の禮部に保管し、本字號の符百枚と日字號底簿一冊とは日本に送つて幕府之を保管し、本字號の底簿一冊は福建の布政司が之を保管した。貿易船は、日本を出る時は本字號の符を得、船數・乗組員數及び積載品目錄を明記し、福建省寧波に至つて符を示し、底簿を合せ、歸航には日字號の符を明廷から得るのである。義滿は明から勘合符百通を得たが、義政の時に、明は更に勘合符二百通を交附し、一聘毎に船三艘乗組員三百人を超ゆることなきことを約した。後、大内氏が勘合印を管するに至り、明との貿易は大内氏の一手に歸した。はじめ應仁の亂に、大内政弘、中國・九州の兵船二千艘を率ゐ、伊豫の河野氏と共に西上して西陣に参加した。これか

大内氏貿易を管す

堺港

ら大内氏は兵庫を中心として攝津を侵略し、瀬戸内海は大内氏の手に歸した。

遣明船

貿易港 幕府は大内氏の圏外に對明貿易港を求めんとして和泉の堺を選び、茲から四國紀伊の間を經、土佐沖から九州に至り、薩摩の島津氏に警衛せしめて渡明した。堺は先に南朝の埠頭として發達したのであるが、この頃から股賑を極めた。港灣としても航路の迂遠な上からしても、兵庫に及ばなかつたが、堺の商人は自身の損得如何に係らず、約の如く納錢をなしたので、天然の不利に打勝つて發達することを得た。文明十五年幕府は明の貿易を大内氏に掌らしめることを約したに拘らず、遣明船を堺から出した。其の後、幕府は益々衰へて遣明船を出さず、大内氏の獨占となつたけれども、堺は尙内地商業市として榮え、我が國最初の自治的都市となつた。

僧侶の學識

外交官としての僧侶 明の交通に關係したのは五山の禪僧である。彼等の中には支那に入れる者があり、彼の國情を知つてゐるのみでなく、彼の國人と交際する學才を備へたから、國書の如きは彼等に草せしめ使節にも彼等を任用したことが多い。

天龍寺船

はじめ夢窓國師は尊氏の弟直義と謀り、天龍寺造營の費用に充てんが爲に毎年船二艘を出し、錢五千貫を納めしめることとし、後村上天皇の興國二年（二〇〇一年）始めて船を元に遣し、以後常例となつた。世に之を天龍寺船と云ふ。又三寶院の僧滿濟の如きは黒衣の宰相と云はれ、義

滿・義持の頃、政治上の顧問となつた。

後柏原天皇大永三年、大内義興は僧宗設を明に遣し、細川高國は僧瑞佐及び宋素卿を遣し、明の寧波に至つて貿易せしめた。前例には、船舶入港の先後を以て序次としたのに、瑞佐が後れて着したに拘らず、素卿と謀り賄賂を入れて宗設の上に席次したので、宗設は大に怒り、瑞佐と争つて殺傷し、明は素卿を死刑に處し、宗設・瑞佐は身を以て免れ、民家を掠めて歸つた。是より邊民は屢々、江南沿海の地を掠めたので、明の貿易は一時中止し、後奈良天皇の天文八年將軍義晴は更に勘合符を求めて貿易を復した。

航路 貿易船は、自然の必要に迫られて實驗し、最も適當な航路を發見した。冬から春にかけては肥前の大島小豆浦から出帆し、直に沖繩から、臺灣を目ざして進み、夏から秋にかけては五島から出帆し、一たび船を北方に寄せ、其れから更に支那の沿岸を下つて南に進んだ。これ貿易風を利用したのである。

貿易品 明との貿易は、當時非常の利益を得た。堺で八百文乃至一貫文に價する日本刀は、明では五貫文となり、十貫文の銅は四十貫乃至五十貫文となり、明で四五十貫文の唐絲は我が國では百貫文に價する。故に日本刀を賣り唐絲を買つて日本に輸入すると、彼此十倍の利益を得るの

貿易風の利
用

貿易の利

輸出品

である。當時非常なる冒險を犯して之を敢てしたのは無理ならぬことである。當時、輸出品の重なる者は日本刀・鎗・硫黃・銅・屏風・蒔繪・瑪瑙・扇等である。日本刀は後花園天皇の寶徳三年（二一一一年）九千五百本、寛正六年（二二二五年）三萬餘本、文明八年七千餘本、文明十五年三萬七千餘本、明應二年七千本を輸出した。故に價格は次第に下落し、永享の頃には、日本刀一本十貫文であつた者が、寶徳年間には五貫文となり、寛正年間には三貫文、明應二年には一貫八百文となつた。

後柏原天皇永正八年に、遣明使僧了菴（八十七歳）は二百九十餘人を従へ、日本刀八千本を携へて寧波に至り、全員同道して入京せんことを請うたが、明は法規に従ひ、五十人づゝを上京せしめ様として許さなかつた。又日本刀は三千本だけを收め單價二百文で買收すべしと云ふに對し、了菴は其の不當を詰り、三千本の價は一文も受け取らないと主張し、國交斷絶し倭寇は侵入するであらうと威嚇した。之が爲に明は遂に屈して、刀價は明應年間の例により一貫八百文で購入することゝなつた。永正十年、了菴は寧波に歸り、明主の命により、暫らく育王山に住し、多くの學者文人と交り、學識徳望共に高く、歸國の時、儒者等は別を惜んで詩を餞した。王陽明は時に寧波にあり、亦彼の爲に序を作つた。當時の輸入品は唐絲・綿布・藥劑・書籍等であつた。

了菴國威を
あぐ

輸入品

第七章 日歐交通

新大陸の發見

西歐人の東航 我が國民が頻に海外に航して支那朝鮮の沿岸を侵略する時に當り、葡萄牙・西班牙兩國人は遠洋航海を試み、遂に新大陸を發見するに至つた。

東方見聞録

初め鎌倉時代の末葉に、蒙古の忽必烈は大に外國人を重用したが、伊太利人マルコポーロ (Marco Polo) は忽必烈の朝廷に止まること十餘年、歸國の後、東方見聞録を著し、大に日本の金銀に富めることを吹聴した。この書は、歐洲諸國人に愛讀せられ、冒險を好むものは日本に渡航して一攫千金の利を得んことを渴望するに至つた。ジェノア (Genoa) の人コロンブス (Columbus) は世界は球形なりとの新説を信じ、西に航するのは極東の日本に達する捷徑であらうと考へ、イスパニアの女王イサベラ (Isabella) の保護によつて大西洋を西航し、遂に西印度を發見してアメリカ大陸發見の端を開いた。實に西紀一四九二年、我が應仁の大亂後十五年である。其の後六年 (西紀一四九八年)、葡萄牙人ヴァスコダガマ (Vasco da Gama) は始めてアフリカの南端を廻つて印度に達する新航路を發見し、これから西歐人は陸續として東洋に來航した。

アメリカ發見

印度への航路發見

西洋人渡來の初

鐵砲・基督教の傳來 かくて我が後柏原天皇の永正十六年に葡萄牙人が始めて支那に至り、後奈良天皇天文十二年に我が種子ヶ島に漂着して島主種子島時堯に二挺の鐵砲を傳へた。これから鎖國令の布かれるまで約百年間、我が國人は盛に海外に渡航して貿易を營んだ。西歐文化は物質的にも精神的にも支那・印度と大に其の傳統・性質を異にするからして其の輸入は我が國民生活上に多大の影響を與へた。

鐵砲傳來と其の影響

鐵砲が傳來すると、群雄割據の時代だから、諸侯は競つて之を購入したが、間もなく和泉の堺には鐵砲鍛冶が出て自ら製作するに至つたから、戦術は茲に改良せられ、築城・攻守の術は全く一變した。

クリスト教傳來

基督教が我が國に傳來したのはジェシュイット派 (Jesuits) 創設後僅に九年即ち天文十八年である。フランシスコ・ザヴィエル (Francisco Xavier) は日本人アンジロ (半治郎?) に伴はれてまづ鹿兒島に來つて布教し、ついで平戸・山口・大分の領主に謁して布教の許可を得て歸り、この後、四國・近畿・奥羽にまで弘まり、宣教師の來住する者が多く、信徒は次第に多くなつた。要するに、一は貿易によつて物質上の利益を得、一は宗教によつて精神上の感化を受け、我が文化生活に一轉機を與へたのである。

文化を語る
國語

西洋文化の輸入 彼等宣教師等は宣教の手段として學校 (seminario)・病院・孤兒院・養育院等を設置したから、平民の教育、慈善事業も行はれ、西洋の學術工藝も新に輸入し、宣教師であつて醫術に長じた者があつたので、西洋醫術も傳はつた。この頃、西洋の工藝の傳來せることは我が國語の葡萄牙語から轉訛せる語の多いによつても知ることが出来る。其の例は左表の如くである。

日本語	葡語	英語
有平糖	Alfeto	part of Molasses
ぼろ	Bolo	Cake
金平糖	Comfeitos	Combits
糟底羅	Castella	Sponge cake
麵麩	Pão	Bread
金絲鳥	Canario	Canary-bird
石鹼	Sabão	Soap
歌留多	Carta	Card
ふらすこ	Frasco	Elask
かんてら	Candeia	Hanging-lamp
びいどろ	Vidro	Glass
ぼたん	Botan	Button
天鷲絨	Beludo	Velvet
金巾	Canequin	Cannequin
羅紗	Raxa	Cloth
縞絆	Gibã	Shirt
更紗	sarasa	Prinded-Callico
合羽	Capa	Cloak

其の他の影響

また、南蠻鐵・鴨南蠻・南蠻(唐辛のこと)・南瓜等の如きも南蠻等から傳來せるものである。マリア (Maria) クリスト (Christ) の大理石像又は繪畫が多く輸入して油畫の風も傳はり、ラテン文字を使用する風も起つた。大友宗麟・細川忠興等の朱印の如き其の例である。祇園祭禮の山車の如きも、基督教の復活祭に行はれるプロセッション (Procession) から學んだ者ならんとの説があるけれども、確證があるのではない。

第八章 國民の海外發展

自覺心の向

國民の海事思想 平安時代の末葉に、我が國の文化が獨立し、宗教・學問・工藝等凡て日本の特色を發揮すると、國民の自覺心が向上し、國民の自主觀念が發達し、宋に對しても對等の態度を取るに至つたが、弘安の役後は、我が國民の元氣が頓に昂り、國民の海事思想は一時に振興し、退いて守らんよりは進んで取るに如かざるを自覺した。

鎌倉時代の末葉には、勤王思想が盛に起り、遂に幕府を一蹴して王政復古を見るに至つたが、久しく政權に遠ざかつてゐた公卿は、國內を統一する能力がなく、野心を包藏せる足利尊氏の乗ずる所となつて、南北兩朝の分立となり、國家國民の統一は全く破れた。そこで國內に志を得ない冒險家が船艦に搭じて海外に發展せんと企つるに至つたのは自然の勢である。海賊の跋扈は即ち是である。茲に海賊といふは盜賊の意ではない、當時の沙汰書等に海賊をして何々を警護せしめるとあるによつても、今の海軍と殆ど同意味なことを知るべきである。恰も西歐中世に於けるノルマン人(Normans)十五六世紀に於ける和蘭人・英吉利人が海賊(Corsair)と呼ばれたのと同様である。

海賊の意義

倭寇

是等の海賊は、上に大將を戴いて其の指揮を仰ぎ、之を海賊大將軍と尊稱した。是等の海賊は瀬戸内海の諸島、九州西方の諸島を根據地とし、絶えず朝鮮半島又は支那沿海を侵掠し、彼の國人は倭寇と稱して大に恐れた。高麗の如きは其の侵入を蒙ることが最も甚だしく、遂に之が爲に國力疲弊し、朝鮮の太祖李成桂に國を奪はれるに至り、明も之が爲に國力が次第に疲弊し、他日衰亡の因をなした。

倭寇の各所襲撃

倭寇の朝鮮半島侵略 倭寇の始めて高麗史に見えたのは忠定王の二年、我が正平五年であつて我が邊民は巨濟島から今の西山浦附近を攻撃し、翌年迄に六ヶ所を攻撃した。ついで恭愍王の世には二十二年間に二十六ヶ所を攻撃し、辛禰の世に至り最も甚だしく、其の元年(我が後龜山天皇授元年)には十一ヶ所、二年には三十九ヶ所、三年には五十四ヶ所、四年には四十八ヶ所、五年には三十七ヶ所、六年には四十ヶ所、七年には二十六ヶ所、八年には二十三ヶ所、九年には四十七ヶ所、十年には二十ヶ所、十一年には十一ヶ所、十三年には七ヶ所、十四年には二十二ヶ所に及んだ。是等の海賊は、常に朝鮮海峡の制海權を把握して巨濟島若しくは西山浦附近に據つて攻撃し、時としては三四艘の舟を率ゐて進撃し、彼の船艦を捕獲し、兵士を虜にし、民屋を襲ひ官物を掠奪した。然るに、恭讓王の頃に、李成桂が出るに及んで、軍略に秀で劃策宜しきを得たから、遂に能く倭

寇を撃退することを得て、元中九年には終に高麗を亡して王となり、國を朝鮮と號した。この年我が國でも南北朝が合一して室町幕府の下に統一せられたから、倭寇は一時止んだ。

倭寇の支那侵略 倭寇の始めて支那を侵掠したのは元寇以後二十九年即ち後二條天皇の徳治二年（一九六七年）であるけれども正平の初年までは主として朝鮮半島に向つて侵掠し、奉天省や山東省から次第に南下したのは明の初世（明の建國は正平二十三年である）に屬してゐる。北は遼東から南は廣東に至るまで、八百餘里に亘る沿岸は勿論、内地にまで侵入し、遠きは四十里に及び、威海衛附近（山東省）南京（江蘇省）杭州・寧波（浙江省）福州・泉州（福建省）潮州・惠州（廣東省）の如きは最も之に苦しんだところである。南北朝合一後は、一時小康を得たけれども、戰國時代以後、國内の秩序が亂れるに及び、倭寇は再び興つて最も猖獗を極め、天文弘治の頃は、明の王直等が來て之に投じ、彼の國の地理を諳んじて倭寇を導いたから、明人は之を八幡船と呼んで大に懼れた。賊船は各、八幡宮の幟を立てたからである。

しかし、この倭寇と稱するは、實は我が國人のみではなしに、多數の支那人がこれを装ひこれに混じ、これを利用したものであつた。明史に倭居十三而中國叛逆居十七也とあるは、即ちこれである。その規模の最も大きかつたのは嘉靖（世宗の治世で四十五年つゞいた。我が天文永祿の頃に當る）の大倭寇で、彼の國で

は最近嘉靖東南平倭通録を出版してこれを公にしたが、主として明の海禁に乗じ、明人王直が邦人を誘導して起さしめたものであつた。

戰艦・戰術 海賊は、其の初は小形の船を用ひ、陸上で勝を制せんとした様で、造船の術も幼稚であつたが、天文年間には大形の船を造り、二本乃至五本の檣を用ひ、船底を二重にし、船底は尖つて能く浪を破り、行使頗る便にしてある。最も驚くべきことは舳の處にスクリー（screw）を設け轆轤仕掛にて綱を巻き付け、人力を以て轆轤を廻轉し、スクリーによつて船を行進せしめたことである。西洋では最近にスクリーを發明したのに、我が國人が數百年以前既に之を使用したのは我が國民の創見的發明的能力の非凡なことを見るに足る。

戰術には、海賊流・三島流・甲州流・九鬼流等數多の流派があつて軍船の造方・陣形・航路・氣候・潮汐・航海術・兵器等を研究した。船の種類には大將の乗るべき將船の外に、龜甲船・井樓船・斥候船・打械船・馬船・糧船（平日は疊みおく者）等があつて夫れづ、任務を異にした。

隊形を造るには、陰陽の備、魚鱗の備、鶴翼の備、長蛇の備、偃月の備、雁行の備、其の他幾多の形式があつて恰も今日、縱陣・横陣等諸種の隊形あるに似てゐる。軍艦の大小兵器の相違こそあれ、海軍の戰術・行進・退却・攻防の方法等の進歩は驚嘆に價するものがある。

國民の新時期

海軍の勢力 當時國內にあつては平民の向上的思想が旺盛であつて個性を發揮せしめ、全國民は活動的・前進的・進歩的であつたが、海事に關しても冒險的・活動的・發展的であつたのである。この點から見る時は、海賊即ち倭寇の歴史は國民史としての一新時期を劃せるものであつて、これ迄の貴族的若しくは武士的であつたのに反し、今や平民は歴史的活動の舞臺に上つた。是等海賊は、或は朝廷の爲に、或は諸侯の爲に、警護の任に當り又は敵を攻撃せしことも屢々であつた。懷良親王は近海海賊を部下とし、薩摩の合戦の時、海軍を以て勝を制し給うた。北畠親房は伊勢附近の海賊を用ひて關東の官軍を援け、又四國中國の海賊を用ひて九州の官軍に應じた。足利尊氏の如きは數千艘の海賊を以て九州から東上し、應仁の亂には細川勝元は海軍五百餘艘を以て山名宗全の千七百餘艘と大物浦に戦ひ、武田信玄は水軍を以て徳川・北條二氏を苦しめ、里見氏と北條氏とは互に水軍を以て相模灘に戦ひ、毛利氏と陶氏とは各々水軍五百艘を出して嚴島に戦ひ、織田信長は水軍を出して朝倉氏を伐ち、毛利輝元は水軍を以て豊臣秀吉に當り、豊臣秀吉は水軍を用ひて北條氏及び四國を制した如きは、何れも海賊を用ひないものはない。

海賊の分布 海賊の根據地は主として瀬戸内海沿岸にあり、村上氏は來島・能島・因島に根據地をおき、幕府から來島海峽の警護に任せられ、航行の船から百分の二の税を取ることを許され

海賊の勢力

主として内海

主なる海賊大將軍

た。今の海關税の如きものである。若し税を出すを拒む者がある時は、直に撃沈奪取したから、當時は之を海賊と呼んだ。周防の大島には海賊大將軍源藝秀、伊豫の鎌田關には海賊大將軍源貞義があり、其の他安藝國海賊大將軍村上國重、備後國海賊大將軍檜原吉安、備前國海賊大將軍野井邦吉、出雲國海賊大將軍藤原言忠等最も著はれた。赤間ヶ關鎮守將軍藤原高秀は馬關海峽を扼し鹽飽島には宮本佐渡守、小豆島には寒川丹後守、阿波の鳴門には四宮出雲守・森志摩守があつて各々海門を扼してゐた。

第九章 戰國時代の文化

代 國民文化時

時代思潮 戰國時代は激烈な戦闘の間に社會改造が行はれ、從來の政治組織を根柢から覆へし、鎌倉時代以來文化の權威であつた貴族と寺院とを仆して國民の勢力擡頭し來り、茲に國民文化の新時代が展開せられた。

義 地方割據主

この時代は地方の豪族が其の領土を根據として互に勢力を競うたから、全國を通じて大なる政治的中心がなく、幾多の地方的中心が成立した。随つて各地方は恰も小獨立國の如く、國內には列國が聯立して互に競争し、其の結果として外交政策が發達し、或は隣保同盟を結び、或は遠交近攻の策を執つて自國の存在を謀つた。實に地方割據主義はこの時代の特徴の第一である。

義 武士本位主

地方的競争は主として武力によつて行はれ、勝敗は戦闘によつて決せられた。故に各小國家は常に臨戰状態にあり、國主の居城は勿論、到る處の要地に堅固な城廓を築いて防禦攻撃の根據地とし、武士は絶えず城廓に集中して特殊の部落をなし、城下町はこゝに發達した。されば小國家の社會は武士を中心として組織せられ、諸制度は戦争を目的として創造せられ、行政組織全體は

野戦陣營其のまゝの組織であつたのである。農民が單に武士の爲に兵糧を供給し、町人が武器其の他一切の必需品を供給する者として認められたのは當然のことである。されば文化の如きも戦闘に必要な者が特に發達し、劍術・槍術は勿論、軍學・築城術等は、特殊の發達を促した。要するに軍政主義・武士本位主義はこの時代の第二の特徴である。

動搖不安定

幕府が實權を失つてから大なる政治的中心がなく、激烈な實力競争の世界が現出せられ、優勝劣敗は絶えず行はれた。而して實力の大小強弱は人により場合によつて一定せず、固定せる秩序がなく、不斷に變動するのであつた。この動搖不安定なことは第三の特徴である。

的 進歩的積極

この動搖不安定な状態は國民をして靜止沈滞せしめず、昨是今非朝變幕改、絶えず新生活に入らしめた。故にこの時代は進歩的・積極的・活動的・前進的であつて國民史上最も主要な一時期をなしてゐる。

文化の普及

文化上に於ける平民の地位 中古の文化は貴族的・都會的であつたけれども、近古に至つては武家が之に代つて社會の原動力となり、其の根據は、地方にあつたから、文化は次第に全國に普及した。戰國時代に至つては下層の平民が實力を發揮し、文化も次第に平民に普及したから、後年の平民文化を創作するの階段となつた。但し當時は武力の競争であるからして社會は武士を中

心として組織せられたのは已むを得ない所である。

地方文化の
向上

中古に於ては、地方の豪族から出た郡司又は庄司は中央の貴族(文化社)と地方の農民(非文化社)との中間に立つて中央文化を學び得たけれども、中等社會の地位を形造るほど有力でなかつたが、貴族の勢力が衰へて地方政治が紊亂するに及んで、是等の者は次第に勢力を得、社會組織の根幹となつて中等社會を形成し、文化上の地位も漸く向上した。この武士中には農民中の野心家もあれば浮浪人も加はつたけれども、一般農民の社會文化の圏外にあることは前と同様であつた。然るに南北朝分立の世を経て室町時代となるに及び、京都にある將軍が、公卿に代つて學藝及び商工業の保護者となり、文化上特殊の地位を占め、其の配下たる地方武士も廣大な領土を有して地方文化を一層向上せしめ、地方文化は是より發達した。この時代には農民であつて武士の列に加はり武器を執つて戰場に馳驅する者が多く、武士と農民との間に身分の相違があつたけれども、確定して動かないものではなかつた。殊に戰國時代は實力競争の世であつて、國內の秩序が紊れ門閥打破の風が盛であつたから、微賤から起つて武家貴族となつたものが少くなく、また他の一方には勢を失へる武士が農民の間に隠れたものもあつたから、事實上、武士と農民との間に幾多の混淆を生じ、この間に文化上の素養あるものが地方に散居して農民の間に伍し、この間に知らず／＼農

農民の文化
向上

民の文化を向上せしめたのである。

一揆の本質

國一揆Ⅱ農民の發展 戰國時代は因習主義門閥政治が廢れて實力競争の時代となつた結果、平民の勢力が次第に擡頭し來つたことは國民史上最も注意すべきことである。徳政も一面から見れば平民勢力の伸張の一現象と云ふことが出来る。何となれば、徳政は其の初は、幕府の命令を以てしたけれども、後には平民より幕府を壓迫して徳政令を出さしめたからである。又應仁以後に國一揆と云ふものが起つた。一揆とは云へ、騒亂を起したのではない、人民總會を開き、其の決議によつて當座の事件を處分するを云ふのである。文明の頃、畠山氏が山城に陣を布くと、人民は非常に之に苦しみ、國一揆を起し、畠山氏に交渉して其の陣營を撤退せしめ、國一揆の力を以て山城一國の行政を管掌した。總國月行事をよき、一ヶ月交代に山城全體の行政の任に當らしめた。されば國一揆は一種の共和團體の如きものである。三條西實隆公記にも奈良の大乗院の寺社雜事記にも國一揆の事が見えるからして、當時かゝる例は多かつたことであらう。これ平民勢力の發展の一事例であつて人民が地方自治を行へるを見るべきである。

國一揆

商業と文化

商人の發達 文化上最も重要なのは商人である。商業は富の集まる所で、富の集る所は文化の發生する所であるからである。且又商人は營業の性質上、知識を要することが多く、あらゆる方

商人の地位
向上

面の社會に接觸し、頻繁に各地と交通して知識を弘め、直接間接に外國文化の影響をも受けたか
らして、文化を誘致することが頗る多かつた。加之戰國亂離の間に利を占めんとするには、多少冒
險的氣象がなければならぬからして、自ら武士的氣質を具ふるに至つた。功名心のある商人で武
士の列に加はるものがあり、武士であつて商人となれるものがあり、京都・大阪は殊にこの風潮が
著しかつた。かくて武士と商人の文化程度は大差なきものとなつた。政治的地位の上から、武士
は最高の地位を占め、商人は其の存在を認められない丈、拘束抑壓を受けることが少く、或る點
は武士よりも自由であつた。且農民の如く租税を絞り取られることがなく、抑壓せられること少
き故に、動もすれば氣力の萎縮せんとする時代にあつて、商人は活氣獨り横溢したから、文化を
動かす力はこゝから湧出したのである。

婦道の發達

戰國時代の女性 鎌倉時代に於ては、武士道の振起すると共に婦人道も發達したことは前に述
べた通りである。ところが戰國時代は實力競争の世であるからして、最も武勇を尙び隣國の來侵を
防ぎ、進んで他の領土を侵略して自家を發展せしめなければならなかつた。この故に尙武の氣象
は益々盛になつて、殘忍殺伐の風をさへ馴致した。この時代に男子の武士道に對して婦道はます
／＼發達し、男子の剛を以て勝てるに反し、婦人は柔を以て勝たうとした。野史飯田忠彦の著の烈女傳中

乳母の歴史
的地位

に收められた者は實に六十人を算してゐる。是等の中には勇剛忠烈、男子に劣らない者があるけ
れども、多くは貞操・孝行・優美・從順等の徳を備へた者である。殊に偉人傑士の乳母に哺育せ
られた者が多く、乳母の歴史上に於ける位置はこの時に高まつた。けれども戰國時代の習ひとて
政略結婚の行はれたことが少くなかつた。この間にあつて、或は夫に貞烈を盡し、或は舊主に忠
節を致し、或は生父に孝道を盡した例は少くない。されば戰國時代は平民の勢力發展の端緒を開
いたのみではなく、婦人の自覺を促した點に於ても、國民史上に看過することの出来ない一時代
である。

婦人の自覺

第十章 室町時代の法制

法制は社會
と共にあり

地方分權の勢 時代の要求に適應する法制は活法となり、然らざるものは死文となるからして、法制を領解せんには、社會狀態なり、思想の傾向を知ることが最も必要なことである。

守護の勢力

室町時代は下剋上の風が盛になり、鎌倉時代と大に其の趣を異にした。前には守護は幕府の手足となつたが、今は然らず、尊氏さへ守護の擁護によつて勢力を張つたほどであるから、守護の鼻息のあらいは當然のことである。貞永式目によると、守護は(一)大番の催促(二)謀反入の取締(三)殺傷・犯人及び盜賊の取締に任じ、國守は一國の行政權を取り扱ふ規定であつたけれども、室町時代には守護の權力は益々増大して國守以上の權力を有するに至つた。義教は守護に殺され、義尙は近江の守護佐々木高頼を征して陣中に死んだ。是等によつても其の勢力如何を知ることが出来る。

國法家法の
發達

當時、社會の階級が蹂躪せられ、秩序は破壊せられ、中央政府の威令が行はれない結果、自主自營をなす外なきを感知し、守護社寺の管内を初とし、市町村の團體に至るまで、各自の勢力圏

鎌倉時代の
模倣

内に適用すべき法制を制定した。かくてこの時代の要求に應じて發達した者は所謂國法又は家法である。例へば大内家の壁書、伊達家の塵芥集、武田家の法度、長曾我部家の百ヶ條等の如きは皆この類である。是等は固より國々によつて一様でないけれども、社會の狀態は略々同一であるからして、之を比較研究する時は自ら一に歸するところがあるのである。元來室町時代の法制は形式上・實質上、鎌倉幕府を繼承したけれども、時勢は急轉して戰國時代以後は新意を出すものが多くなつた。

鎖國主義

國主の外交政策 戰國時代には群雄が各地に割據して各、其の領土を擴め勢力を張らんことを期したから、互に間諜を出して探り合ひをなし、少しも油斷することが出来ない。よつて諸國の領主は部下の私に他人と盟約し誓詞を交換するが如き行爲を嚴禁した。又常に猜忌の眼を以て他國人を監察し、右筆の如き重職には之を採用しないのを例とした。殊に敵地から來た者は奴僕と雖も之を雇使するのを禁じ、他國の浪人の如きは其の出身を糺して後使用すべしと令した。他國に對しては大體、鎖國政策を取り、國境には關を設け堡を築き、他國への往來については嚴密な制限をおき、領主若しくは奉行人の證明があるのでなければ通過せしめず、之を犯す者は嚴刑にさへ處した。蓋し秩序亂れ殺伐の氣象に充ちた當時にあつて部下を自家の手足の如くならしめん

武斷主義

には、勢ひ強力な壓迫を加へて威壓する外には、手段がなかつたのであらう。これ國法の制裁が一般に武斷的であつて、動もすると、殘忍酷薄に陥つてゐるのを見る所以である。

寄親・寄子の制 諸國の領主はまづ部内の團結を鞏固にするのを立國の第一義とし、部下の家臣を軍隊的組織に編制し、戰時的編制の下に職制を定めた。即ち軍奉行の下に物頭・組頭をおき、新入の者を寄子・寄騎（又寄撥）として寄親に隸屬せしめた。寄親と寄子との間には法律上の連鎖があり、寄子は大小の事、寄親の指南を受け、戰時には寄親の指揮に従ひ、平時の訴訟は必ず寄親を経ることを要した。従つて寄親は寄子の行動に對して全責任を負うた。かくて部將をして組合間に於ける責任を負はしめ、以て紊亂し易い軍隊の規律を保持せんことを期したのである。又別に寄親の反亂を防がんが爲に、寄子は寄親の隱謀を主君に告發することをも獎勵した。

喧嘩兩成敗の制 この時代に於て、私闘喧嘩の行はれたのは自然の勢である。されば喧嘩兩成敗の法を施行し、理非を問はず同罪に處すべきこととした。文安年間に、一諸侯は左の如き高札を立てた。

喧嘩口論堅被停止訖、有違犯族者不謂理非、雙方可爲斬罪。若於荷擔人有之者、本人同罪事。

私闘多し

これは明かに喧嘩兩成敗を意味するものである。又稀には雙方の當事者間に於て交渉解決せし

復讐

め、敢て公裁を仰ぎ又は他人を煩してはならないとし、一切之に干渉しない者もある。甚だしきは當事者相互の報復によつて解決すべしと規定し、雙方共に死傷者を出せば已に報復を終へたものと看做して裁決を與へたものがあつた。これは寧ろ相互の決闘に任せたものである。この時代の法律には、或る程度まで公然復讐を許したのであるけれども復讐法は際限なく私闘を繼續せしめ平和を攪亂するの結果に陥ることとなるからして、立法者も追ひ々之を改め、喧嘩兩成敗法は天下の公法となるに至つた。但し一旦辱められて報復をなさない様なのは、當時の人情に於て少くとも武士的觀念と一致しない所であつて、他人の排して卑怯とし臆病となした所である。故に時と場合とによつては法を枉ぐることもなかつた。

拷問・嚴刑 この時代は、今日の如くに裁判官の認定に重きをおかず、罪人の白狀を以て判決したからして、放火殺人等の嫌疑者は數回の拷問をなして自白を強ひた。されば拷問の苦しみに絶えずして、罪なきにも拘らず自ら犯罪者となつて刑の執行を受くる者があり。又たとひ罪のないことが明白となつて放免せられても、出獄の時は殆ど不具となるほど苛責せられたものである。

刑罰の如きも戰國殺伐の時代であるからして頗る峻酷を極め、串刺・釜熬・火焙・鋸挽・磔などの刑があり、鼻を殺がれ耳を切られ手又は指を切斷せられる様なのは珍らしくないことである。軍

天下の公法

裁判の法

刑罰の種類

一錢切

律に一錢切といふ刑罰があり、これは一錢を盗んだ者も、斬罪に處するを云ふのである。刑の峻酷なことがこの一事でも知られる。

連坐法

この時代には、連坐法が大に行はれた。これは小區域の連帶責任を以て各人の行爲を監視し犯罪を未然に防がんとする精神から出たのである。犯罪の種類により其の主従・親族、附近の住民其の他の關係者に連坐せしめたのである。

社會反省の爲

又其の犯人及び連坐人を嚴罰に處するのは其の一身を懲罰するのみではなく、社會公衆をして警戒せしめんことを期したのであるから、處刑に先だつては大路を引き廻はし、又は衆人の前で刑を執行し、かつ死體を曝して公衆に示した。

自治を許す

町村自治の發達 領主は或る程度まで市町村の自治を許し、刑罰權をさへ與へた。又市町村の住民及び管理者をして租稅徭役の賦課、田地の整理、道路の修築、犯罪の發生、犯人逮捕等について凡て連帶責任を負はしめた。されば他國の商人が何者かに殺害せられた時には其の一村を罰することがあるのである。

課稅と徵稅

租稅を徵收するには、各町村（行政區）に一定の額を割當て、名主・月行事等をして收納の責に當らしめ、住民中に失踪若しくは死去する者がある時には、其の町村で該割當額を納付せな

自治團體發達の理由

ればならぬ。従つて百姓の他郷に移住するのを許さず、若し地頭の許可を得ずして他國に失踪せんとする者があれば、其の町村の住民が之を遮つて死に處するも妨がないと令するに至つたのである。

以上の如くであるから、町村では、到る處に自治團體を組織し、相戒めて禍難を防がんことを期した。之を小町村に分別して枝郷・寄郷・小村と稱し、其の小なる者は向三間兩隣といふ様な小區分に連帶責任を負はしめた。江戸時代の五人組の制度はこれから起つたのである。又之を合併して組町・組村といひ、其の多きは數十村に及べるものがある。要するにこの時代は戰國亂離の際で、統治の機關が整はなかつたから、自然の必要上、町村自治の發達を見たのである。

相續法

家族制度 戰國時代には激烈な生存競争が行はれ、國と國、家と家との間にも弱肉強食の恐があつたから、家督財産の一子相續の制を設けて其の家の富力を支持せんことを力めた。從來財産の分割相續が早くから行はれ、總領以外の諸子にも相當の財産を分配したけれども、かくては次第に其の家が衰へ、他家との競争に克つことが出来ないからして、一人の總領に家督も財産も相續せしめて、二三男以下の扶持を受け、出陣には總領の陣代又は名代たらしめることゝした。これ等は一家の保存上のみでなく、其の主君即ち諸大名も部下の家を強くするのは國を強くする所以

家本位

であるからして、自由處分を許さず、家督財産の相續・婚姻・養子縁組等、凡て主君の許可を得しめることとした。而して奉公本位であつたからして主君の爲に戦死する時は、必ず其の遺子に相續せしめ、他人に繼がしめないこととした。又養子は生前に許可を得なければ死後の養子は許さず、一旦、養子をすればたとひ實子が生れても家督の相續をなさしめることが出来なかつた。又苗字を尊重し、不都合の行爲があると、其の苗字を削り子孫をして其の苗字をつがしめない。これによつても、如何に氏族に重きを置き、一家の面目を重んじたかを知ることが出来る。徳義心の頽廢した時に方つて、猶士人の良心を支配したのは實に家名の恥辱と云ふ觀念であつた。

土地の保護

儉約令 當時の財政は土地であつたからして、幕府も諸大名も制度を設けて部下の土地を保護し、恩地は絶對的に賣却買入を禁じ、其の他の土地でも種々の方法を講じ、他に讓與する如きことのない様にと力めた。蓋し部下をして十分奉公せしめんが爲である。従つて部下に極度の儉約を奨勵し衣食住にさへ干渉した。衣服は布子・紙子・布帷・木綿袴・布袴等を着用せよと令し、賓客に對する饗應は一汁二菜若しくは三菜とし、酒は飯碗一杯に限ることとした。

儉約令

賄賂請托の公行 室町幕府は諸國の守護を制馭する方策を誤り其の跳梁を來したが、應仁の亂後は權臣は益々横暴を逞うして賄賂公行し、特に義政は自ら政を顧みず之を夫人富子に委ねたか

富子の暴富

ら、請託私謁が盛に行はれた。夫人富子は贈遺によつて暴富をなし、之を陣中の大小名に貸與して利殖を圖り、遂に米相場にまで手を出した。文明十二年には内裏修理の爲と稱して京都の七口に關所を設け、交通税を徴收し、而も實は其の收入を以て富子の私腹を肥せるに至つては言語道斷と云ふべきである。されば一般の訴訟の如きも、賄賂や請托を以て秘密に進捗し、之によつてのみ勝訴を望み得ることが出来たのである。當時の教科書とも見るべき庭訓往來には、奉公人等に對する賄賂・請托等の必要なことを告げた答書載せてある。けれども室町時代の法制中、最も人民に不安動搖を與へたものは徳政の令に如くものはない。

徳政 徳政は早く鎌倉時代に起り、債務者保護の目的を以て債權者に對し、債務の全部若しくは一部の免除を命ずるものである。徳政の名稱は永仁五年に始まつてゐるとも、其れ以前であるともいふけれども、永仁五年の徳政が立法に於て最も重要な地位を占めるものであることは異論のない所である。翌永仁六年此の令を廢止したけれども、土地の不正返還及び其の更正處分に關する訴訟紛議は、これから續發して其の跡を絶たざるに至つた。

室町時代には屢々徳政令を發し土地家屋を無條件で債主に返付せしめることとした。幕府の徳政以外、別に領主の私徳政・内徳政と云ふのがあつた。又單に土地の賣買買入等に關する者をば

鎌倉時代のもの

室町時代のもの

地興チオコン(地發)といつた。かく徳政の種類が多く、發布の度数が多かつたのはこの時代の特徴である。中にも所謂土一揆、馬借の徳政の如きものは不法の極と云ふべきである。當時は契約に信用なく財産の安全を期し難かつたのであるけれども、當時債主の惡辣であつて利率の高いことは今日の高利貸の遠く及ばない處であつたから、當局者は何程債権者に不利益な規定を設けても、債権者は又相應に之に對する保障を設けて自衛の道を講じ、其の手段方法の巧妙であつたことは驚くべきものであつた。即ち債権者は元利金を併せて元金とし、表面、借狀を沽券とし、又沽券を讓狀としてゐたのである。

徳政令は契約上の信用を缺かしめ、債権者の利益を蹂躪することが夥だしく、後には幕府の發意によるのではなく、下級人民の暴動に餘儀なくせられて徳政令を發するに至り、其の弊は百出した。

交通と經濟狀態 戰國時代には諸大名は何れも鎖國主義を採り、國防上と收入上の二つから四境に關所を設けて關貨即ち關稅を徴した。箱根の關所は鎌倉圓覺寺の造營料、小田原の關所は鎌倉鶴岡八幡宮の修理料とした。かく關稅を課せられるのみでなく、當時は野伏強盜もあつて交通商業の發達を妨げることは少くなかつた。

貨幣

流通貨幣には種々あり、支那から來た永樂通寶・洪武通寶、其の他の錢があり、日本鑄造のものも多少流通した。銅貨・金貨・銀貨等は、質により地方により時によつて價格の變動が極りなかつた。されば或る地方では寧ろ物々交換を便としたのであつた。

土倉(質屋)

金融機關 この時代の金融機關として最も必要な者は土倉即ち質屋である。建武式目に土倉保護の爲に、特に一ヶ條を設けたのによつても、土倉が如何に重要視せられたかを知ることが出来る。幕府は之を保護する代りに苛重な倉役錢即ち土倉稅を徴收した。公家・武家並びに一般の士民も土倉で金の融通をつけた。徳政一揆の標的となり多大の損害を被つたのは即ちこの土倉である。若し幕府が一揆の要求を容るゝ時は、土倉は倒れ、爲に幕府の收入が減少するからして、最も苦しい立場にあつた。が、土倉も亦之を食ひ止めんとして金錢を蒔き散らしたのである。

商工業の保護者 當時は、商工業は座業といひ同業者の組合を作り座法即ち組合の規定は座員が互に嚴守して一座の團結を計つた。武士が人爵名門を以て名望を保つ様に、各座は本所を戴き、其餘威を借つて外部の迫害に備へた。本所は恰も莊園の本所領家の様なものである。即ち米屋は宮内省の大炊寮を、酒屋は造酒司を、鑄物師は藏人所を本所とした。又或は神社寺院を本所とするものもあり、公家を本所とするものもあり、土倉は延曆寺を、油屋は石清水八幡宮を、

本所をいた
いく

商人保護

紙屋は東坊城家を、傾城は久我家を本所とした。この頃は、朝廷・社寺・公家等は皆衰へて昔日の様な勢力が無かつたけれども、歴史的に一般國民の崇敬を受け、商工業者は本所として戴くを光榮とし、本所も之によつて相當の收入を得た。かくして商人は其の商品の專賣權を握つて一定の營業區域を占めたのであつた。

樂市

營業の自由 鎖國主義を取つた諸侯も商人に對しては除外例を設けた。蓋し敵の襲撃を受ける時、物資の供給が不十分では勝算がないからである。されば關所でも商人の貨物に對しては關稅を免除し、市場は樂市又は樂座といひ、自由市場としてあらゆる便宜を與へた。又市場に起つた紛議は多く商人の勝としたのであつた。

割符

爲替の發達 又流通貨幣の不便を救はんが爲には、替錢即ち爲替の方法を講じた。割符即ち振出人・支拂人・受取人の關係等は、今日の爲替手形と同一の形式を用ひて流通した。寺院は多くの割符を預り、寺院の本山と末寺との關係は恰も今日の銀行の本店と支店又は代理店との如くであつた。されば當時は内國商業も外國貿易も割合に發達し、室町時代の末葉には外國商人をも國內に招致した。

以上の諸法制は凡て各諸侯の利害關係から案出せられ、區々であつて一定せなかつたけれども、

時代の要求は自ら統一的傾向を促がすやうになり、遂に信長に至つて其の端を啓いたのである。

(註一) 蓮如上人の御文章

夫、人間ノ浮生ナル相ヲツラ／＼觀ズルニ、オホヨソハカナキモノハコノ世ノ始中終マボロシノゴトクナル一期ナリ。サレバ、イマダ萬歳ノ人身ヲウケタリトイフ事ヲキカズ。一生スギヤスシ、イマニイタリテ、タレカ百年ノ形骸ヲタモツベキヤ。我ヤサキ、人ヤサキ、ケフトモシラズ、アストモシラズ、ユクレサキダツ人ハ、モトノシツク、スエノ露ヨリモシゲントイヘリ。サレバ朝ニハ紅顔アリテ、夕ニハ白骨トナレル身ナリ。スデニ无常ノ風キタリヌレバ、スナハチ、フタツノマナコタチマチニトヂ、ヒトツノイキナガクタクエヌレバ、紅顔ムナシク變ジテ、桃李ノヨソホヒヲウシナヒヌルトキハ、六親眷屬アツマリテナゲキカナシメドモ、更ニツノ甲斐アルベカラズ。サテシモアルベキ事ナラネバトテ、野外ニヲクリテ、夜半ノケブリトナシハテヌレバ、タダ白骨ノミゾノコレリ。アハレトイフモ中々ヲロカナリ。サレバ人間ノハカナキ事ハ、老少不定ノサカヒナレバ、タレノ人モ、ハヤク後生ノ一大事ヲ心ニカケテ、阿彌陀佛ヲフカクタクノミマイラセテ、念佛マウスベキモノナリ。アナカシコ。アナカシコ。

(註二) 懷良親王、明の無禮を責めたまふ

洪武十四年 長慶天皇 弘和元年 復來貢。帝 明太 再却之、命禮官移書責其王、并責其征夷將軍。示以欲征之意。良懷 征西將軍 懷良親王 上言……臣聞天朝有興戰之策。小邦亦有禦敵之圖。論文有孔孟道德之文章、論武有

孫吳韜略之兵法。又聞陛下選三股肱之將、起三精銳之師、來侵。臣境水澤之地、山海之洲、自有其備、豈肯跪途而奉之乎。順之未、必其生、逆之未、必其死、相逢賀蘭山前、聊以博戲、臣何懼哉。倘君勝臣負、且滿上國之意、設臣勝君負、反作小邦之羞、自古講和爲上、罷戰爲強、免生靈之塗炭、拯黎庶之艱辛、特遣使臣、敬叩丹陛、惟上國圖之。帝得表、甚、終鑑蒙古之轍、不加兵也。【明史日本列傳】

(註三) 明より義滿に送れる書

茲爾日本國王源道義、心存王室、懷愛君之誠、踰越波濤、遣使來朝、歸還流人、貢寶刀、駿馬、甲冑、紙硯一副、以良金、朕甚嘉焉。日本素稱詩書國、常在朕心、第軍國事殷、未暇存問、今王能慕禮義、且欲爲國敵愾、非篤於君臣之道、曷克臻茲。今遣使者道彝、一如班、示大統曆、俾奉正朔、賜錦綺二十四匹、至可領也。嗚呼、天無常心、惟敬是懷、君無常好、惟忠是綏、朕都江東、於海外國、惟王爲最近、王其悉朕心、盡乃心、思恭思順、以篤大倫、毋容遁逃、毋縱姦究、俾天下以日本爲忠義之邦、則可名于永世矣。王其敬之、以貽子孫之福、故茲詔諭、宜體眷懷。【善隣國寶記】

建文四年二月初六日

(註四) 足利義滿の明に送れる書

日本國王源表。臣聞太陽升天、無幽不燭、時雨霑地、無不滋。矧太聖人。明並曜英、恩均天澤、萬方嚮化、四海歸仁。欽惟大明皇帝陛下、紹堯聖神、邁湯智勇、載定弊亂、甚於建瓶、整頓乾坤、

易於返掌。啓中興之洪業、當太平之昌期。雖垂旒深居、北闕之尊、而皇威遠暢、東濱之外。是以謹使僧圭密梵雲、明空、通事徐本元、仰觀清光、伏獻方物、生馬貳拾匹、硫黃壹萬斤、馬腦大小參拾貳塊、計貳百斤、金屏風三副、槍壹千柄、太刀壹佰把、鎧壹領、匣硯一面、并匣扇壹佰把、爲此謹具表聞。臣源

年號

日

日本國王源

【善隣國寶記】

(註五) 將軍義持、明との通交を拒む

夫與隣國、通好、商賈往來、安邊利民、非所不欲乎。然而余之所、以不肯接明朝使臣者、其亦有說。先君之得病也、卜云、諸神爲祟。故以奔走精禱、當是時也、靈神託人、謂曰、我國自古不下、向外邦稱臣、比者變前聖王之爲、受曆受印、而不却之、是乃所以招病也。於是先君大懼、誓乎神明、今後無受外國使命、因垂誠子孫、固守毋墜。其後僧使堅中與明朝行人借來。余欲不接之、以其未下、如如上事、論使臣亦爲用、先君來、故違誓而迎之。及乎使臣之歸、令堅中爲論此意、不知未詳通乎、去歲使船重來、亦使等持長老重傳、此趣、使臣歸、到本國、胡不下、以此意達爾主耶。余之所、以不接使臣、兼不遣一介者、非敢恃險阻、不服也。順明神之意、奉先君之命、以行其事耳。昔元兵再來、舟師百萬、皆無功而溺于海、所以者、何非唯人力、實神兵陰助、以防禦也。遠聞是事、必爲怪誕。古來吾國之神靈、驗赫、可恐乎、事詳國史、今聞將以使者不通、爲辭、用兵來伐、使我高深城池、我不要、高我城、亦不要、深我池、除路而迎之而已。至夫寇掠、邊圉、則逋逃之徒、竄於海島之間、者之所爲也。欲討電滅、威逝、師還、則

烏合蟻聚、而不_レ受_ニ吾命_一者也。捕而戮_レ之可也。奚必帶_ニ而來_一哉。來書亦云、使臣至_ニ于國_一、或拘留_ニ或殺戮_ニ爾所_レ爲。是何謂哉、吾不_レ欲_レ拘_ニ殺_一使臣、只要_ニ彼不_レ來_一此、各保_ニ封疆_一。莊子曰、民至_ニ老死_一而不_ニ相往來_一、若_ニ此之時_一、則至治已、不_ニ亦休_一。西堂以_ニ此意_一、論_ニ明朝行人_一、速_ニ回_一舟楫、幸甚。【善隣國寶記】

(註六) 勘 合

今置_ニ日字一號_一、至_ニ一百號_一、勘合一百道、底簿二扇、本字一號、至_ニ一百號_一、勘合一百道、底簿二扇、內將_ニ日字號_一、勘合并日・本二號、底簿二扇、收留在、及將_ニ本字號_一、勘合并日字號、底簿一扇、差_レ入_ニ齋_一、赴_ニ日本國_一、收受、將_ニ本字號_一、底簿一扇、發_ニ福建布政司_一收貯。今後但有_ニ進貢_一及一應客商買賣來者、須_レ於_ニ本國關填_一、勘合內、開_ニ寫_一進貢方物件數、本國并差來人附搭物件、及客商物貨、乘坐海船幾隻、船上人口數目、逐一_ニ於_ニ勘合上_一、開_ニ寫_一明白。若朝廷差_ニ使臣_一到_ニ本國_一、須_ニ要_一比對。硃墨字號相同、方可_ニ遵行_一。使臣回還、本國如有_ニ贈送物件_一、亦須_レ於_ニ勘合內_一、逐一_ニ報來_一、庶_レ知_ニ遠方禮意_一。如無_ニ勘合_一、及比對不_レ同、者即係_ニ詐僞_一、將_ニ本人_一解送_ニ赴_一京施行。【戊子入明記】

(註七) Yule, *The Book of Ser Marco Polo, the Venetian concerning the Kingdoms and marvels of the East.*

Chipangu is an Island towards the east in the high seas' 1500 miles distant from the Continent; and a very great Island it is.

The people are white, civilized, and well-favoured. They are Idolaters, and are dependent on nobody.

And I can tell you the quantity of gold they have is endless; for they find it in their own Island, (and the King does not allow it to be exported. moreover) few merchants visit the country because it is so far from the main land, and thus it comes to pass that their gold is abundant beyond all measure.

I will tell you a wonderful thing about the Palace of the Lord of that Island. You must know that he hath a great Palace which is entirely roofed with fine gold, just as our churches are roofed with lead, insomuch that it would scarcely be possible to estimate its value. Moreover, all the pavement of the Palace, and the floors of its chambers, are entirely of gold, in plates like slabs of stone, a good two fingers thick; and the windows also are of gold, so that altogether the richness of this Palace is past all bounds and all belief.

They have also pearls in abundance, which are of a rose colour, but fine, big, and round, and quite as valuable as the white ones. (In this Island some of the dead are buried, and others are burnt. When a body is burnt, they put one of these pearls in the mouth, for such is their custom.) They have also quantities of other precious stones.

(註八) 鐵砲の傳來

隅州之南有二島、去州一十八里、名曰種子、我種子島祖世々居焉。……先是天文癸卯年秋八月二十五丁酉、我西村小浦有一大船、不知自何國來、船客百餘人、其形不類、其語不通、見者以為奇怪矣。其中有大明儒生一人、名五峯者、今不詳其姓字。時西村主宰有織部丞者、頗解文字、偶逢五峯、以杖書於沙上云、船中之客、不知何國人、也、何其形之異哉。五峯即書云、此是西南蠻種之賈胡也、粗雖知君臣之義、未知禮貌之在、其中是故其飲也、杯飲而不杯、其食也、手食而不箸、徒知嗜欲之極、其情不知文字之通、其理也、所謂賈胡到一處、輒止、此其種也。以其所易其所無而已、非可怪者矣。於是織部丞又書云、此去十有三里、有一津、津名赤尾木、我所由賴之宗子、世々所居之地也。津口有數千戶、富家昌、而南商北賈、往還如織、今雖繫船於此、不若要津之深、而且不漣之愈也。告之於我祖父、時與老父時堯。時堯即使扁艇數十、挈之至於二十七日己亥、入船於赤尾木津。……賈胡之長有二一人、一曰良叔舍、一曰喜利志多、佗孟太。手攜一物、長二三尺、其爲體也、中通外直、而以重爲質、其中雖常通、其底要密塞、其傍有一穴、通火之路也、形象無物之可比倫也。其爲用也、入妙藥於其中、添以小團鉛、先置一小白於岸畔、親手一物、修其身、眇其目、而自其一穴、放火則莫不立。中矣、其發也、如擊雷之光、其鳴也、如驚雷之轟、聞者莫不掩其耳矣。置一小白者、如射者之棲鵠於候中之比也、此物一發、而銀山可摧、鐵壁可穿、姦究之爲仇於人之國者、觸之則立。喪其魄、況於麋鹿之禍於苗稼者乎。其用於世者、不可勝數矣。時堯見之、以爲希世之珍矣。始不知其何名、亦不詳其爲何用。既而人名爲鐵炮者、不知明人之所名乎、抑不知我一島者之所名乎。一日時堯重譯、謂二人蠻種曰、我非曰

能之、願學焉。蠻種亦重譯、答曰、君若欲學之、我亦罄其濫與、以告焉。時堯曰、濫與可謂聞乎。蠻種曰、在正心、目而已。時堯曰、正心者、先聖之所以教人、而我之所以學之也、大凡天下之理、不從事於斯、動靜云爲、自不能無差矣、公之所謂正心、豈復有異乎、眇目者、其明不足、以燭遠、如之何而眇其目乎。蠻種答曰、夫物要守約、守約者、以博見爲未至矣、眇目者、非見之不明、欲守其約、以致之遠也、君其察之。時堯喜曰、老子之所謂見小曰明、其斯之謂歟。是歲重九之節、日在辛亥、涓取良辰、試入妙藥與小團鉛於其中、置一小白於百步之外、放之、則其殆庶幾乎。時人始而驚、中而恐、而畏之、終、翁然亦曰願學。時堯不言其價之高、而難及、而求蠻種之二鐵炮、以爲家珍矣。其妙藥之攝節和合之法、令小臣篠川小四郎學之。時堯朝磨夕淬、勤而不已、嚮之殆庶者、於是百發百中、無一失者矣。【南浦文集】

(註九)德政の事 (老人雜話の一節)

文明の比、京のある旅宿の主人、かねて德政の布令あることを知り、此の機に乗じて金儲せんと工みて、止宿の旅人にいふやう、此頃は、都下も、盜賊など物騒なれば、大切なる荷物ども、借したまへ、預りおかるといふに、旅人は工み事とも知らねば、皆いふまゝに貸したりき。かくて、一兩日、過ぐるに、官の觸なりとて、貝を吹き立て鐘を鳴らして、辻々に德政の御法度ありと罵る。かの主人は、旅人を集めていふやう、さても氣の毒の事なり、此の德政とは、辱くも、上様よりの御觸にて、何にても借りたるものは返すことな

く、借主に賜はる事なれば、此の程借りたるものは、皆、此方の物となりぬ。これ私ならず、即、只今の御觸、これなりと申すに、旅人ども、皆あきれて、途方にくれ居たるに、一人の者の云へるは、よし、上様の御觸なれば、背き侍らず、借すべしといへるものは、皆、其方へ取りたまへ。但し、此の觸について、痛ましくおもふことあれど、それも是非なし。今、吾等はかりそめながら、貴殿の御宿を借りたるものなり。今、此の家かへすべきにあらねば、妻子郎従、ひきつれて、立ち退きたまへといふを、亭主、これはと争ひて、奉行所に訴へたれども、借主の物となりて、家主は立退を命ぜられたり。

昭和八年八月十七日印刷納本
昭和八年八月廿二日初版發行

廿二



發兌 東京市神田區 振替東京五〇八一番 表神保町拾番地 電話神田四四九七番	
大賣捌所 東京堂、文修堂、川瀬書店、星野書店、 柳原書店、京都書籍、菊竹金文堂、大坪書店	
著作者 齋藤 斐章	發行者 朝倉 鑛造
印刷責任者 堀 部 鎮	製本責任者 中 島 潔

〔日本國民史 上卷〕
定價 四圓八拾錢

賢文館

(下卷 昭和八年十月下旬に發賣の豫定)

640
90

